

## 答 申

### 1 審査会の結論

埼玉県教育委員会（以下「実施機関」という。）が「平成〇〇年度県立学校職員事故報告書（整理番号〇〇－〇〇〇〇〇〇）」（以下「本件対象保有個人情報」という。）について平成27年2月26日付けで行った部分開示決定は、妥当である。

### 2 異議申立て等の経緯

#### （1）処分の経緯

異議申立人（以下「申立人」という。）は、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、実施機関に対し平成27年2月12日付けで「事故報告書（H〇〇年度）〇〇〇〇分」の開示請求を行った。

これに対し実施機関は、条例第21条第1項の規定に基づき平成27年2月26日付けで本件対象保有個人情報について部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、申立人に通知し開示を行った。

#### （2）異議申立ての経緯

申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、実施機関に対し平成27年3月26日付けで、本件処分の不開示部分の開示を求める旨の異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

#### （3）審査の経緯

ア 当審査会は、本件異議申立てについて平成27年5月29日、実施機関から条例第41条の規定に基づく諮問を受けた。

イ 当審査会は、本件異議申立てについて平成27年5月29日、実施機関から理由説明書の提出を受けた。

ウ 当審査会は、本件異議申立てについて平成27年7月29日、実施機関から意見聴取を行った。

### 3 申立人の主張の要旨

(省略)

### 4 実施機関の主張の要旨

本件処分の不開示部分は、生徒及び保護者の個人情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの、又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあり、条例第17条第3号に該当する。

また、本件処分の不開示部分は、県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより適正な学校運営に支障を及ぼすおそれがあり、条例第17条第7号に該当する。

### 5 審査会の判断

#### (1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、申立人がその勤務する埼玉県立〇〇〇〇高等学校の生徒らに対して〇〇〇〇〇〇〇及び〇〇〇〇〇〇〇を行ったとされる件について（以下、この〇〇〇〇〇〇〇又は〇〇〇〇〇〇〇を受けたとされる複数の生徒を「本件生徒ら」という。）、同校校長が作成して教育委員会教育長宛に提出した職員事故報告書及び同報告書に基づき県立学校人事課が作成した職員事故報告書である。

申立人は、本件処分の不開示部分は条例第17条第3号及び第7号の不開示情報に該当しないと主張しているので、当審査会では本件対象保有個人情報を見分した上で、不開示部分の不開示情報該当性について以下検討する。

#### (2) 条例第17条第7号該当性について

条例第17条第7号では、「県の機関（中略）が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報とし、同号イからホまでを掲げている。これは、県等の事務又は事業についてイからホまで典型的に「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」とされる

ものを定めるとともに、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合には不開示にすることができることを規定するものであると解される。ここで、この「おそれ」の程度は単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるものと解される。また、県等が行う「事務又は事業」には、開示請求の対象となっている実際の事務又は事業のほか、将来行われる同種の事業も含まれるものと解すべきである。

当審査会が本件対象保有個人情報を見分したところ、不開示部分には、本件生徒らの氏名、年齢、保護者氏名、住所、発言内容等が記載されている。また、本件対象保有個人情報は、そもそも申立人に係る事故に関連して本件生徒ら、本件生徒らの保護者その他の関係者からの情報提供に基づき作成されたものである。このため、本件処分によって不開示とされた情報が開示されるとすれば、今後、同様の事案が発生した場合に校長が行う同種の調査への協力依頼に対して関係者が協力することをちゅうちょし、その結果学校における様々な事実を校長が正確に把握できず、適切に対応することができなくなり、適正な学校運営に支障を及ぼすおそれが容易に推測できる。

したがって、本件処分における不開示部分は条例第17条第7号に規定する不開示情報に該当する。

なお、当該不開示部分については、上記のとおり条例第17条第7号に該当するため、実施機関の主張する条例第17条第3号該当性については判断するまでもない。

### (3) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

大森三起子、田村泰俊、西田幸介

### 審査会の経過

| 年 月 日       | 内 容             |
|-------------|-----------------|
| 平成27年 5月29日 | 諮問を受ける（諮問第137号） |
| 平成27年 5月29日 | 実施機関から理由説明書を受理  |
| 平成27年 6月26日 | 審議              |

|             |                 |
|-------------|-----------------|
| 平成27年 7月29日 | 実施機関からの意見聴取及び審議 |
| 平成27年 9月 9日 | 審議              |
| 平成27年10月 6日 | 審議              |
| 平成27年11月 4日 | 審議              |
| 平成27年11月12日 | 答申              |